

三豊市農業委員会 1 月定例総会議事録

令和 7 年 1 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 1 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 7 名(農業委員 2 1 名、農地利用最適化推進委員 6 名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 和雄	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	－
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	－
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	－	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

1 番	篠原 正文	○	3 番	近藤 泰義	－	2 8 番	石川 孝之	○
3 7 番	芳地 勲	○	4 8 番	白川 剛	○	5 4 番	太田 正嗣	○
6 7 番	大西 淳	○						

2. 署名委員

4 番 笠原 孝弘
1 0 番 糸川 正

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局次長 藤原 卓司
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7 号 非農地証明願いの件について
議案第 8 号 非農地通知の件について
議案第 9 号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会	【 午後 1 時 3 0 分 】	2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 長	それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会 1 月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。	事務局 議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を報告いたします。
会 長	皆様、こんにちは。新年最初の総会でございます。まだ今後も寒い日が続くことと思いますが、本日は暖かな気候となっております。我々の任期も残すところあと 2 か月少々となりましたが、皆様には大変お世話になり感謝しております。残りわずかではありますが、最後までどうぞよろしくお願いいたします。本日は議案が多くありませんが、皆様にご協力いただき、スムーズな議事進行を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。	〔 議案第 2 号 番号 1 号から番号 3 号を朗読 〕
事務局 長	ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号 9 番 大橋正幸 委員、1 2 番 前谷 晃年 委員、2 2 番 宮崎 和代 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は 2 1 名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。	議 長 ただいまの議案第 2 号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。
議 長	ただ今から、三豊市農業委員会 1 月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号 4 番 笠原 孝弘 委員、議席番号 1 0 番 糸川 正 委員のご両名をお願いいたします。	一 同 〔 なしの声あり 〕
	本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1 ページを開いてください。議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。	議 長 ないようですので、議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」の番号 1 号から番号 3 号の 3 件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。9 ページを開いてください。議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお番号 2 1 号については、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により議事参与の制限に該当する案件となりますので、関係する委員の退席をお願いし、この案件を先に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
事務局	議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。	一 同 〔 異議なしの声あり 〕
	〔 議案第 1 号 番号 1 号から番号 1 6 号を朗読 〕	議 長 異議なしと認めます。それでは、関係する委員の退席を求めます。
	以上 1 6 件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。	〔 関係委員退席 〕
議 長	ただ今の議案第 1 号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。	議 長 議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 2 1 号について、事務局の説明を求めます。
一 同	〔 なしの声あり 〕	事務局 議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」番号 2 1 号の説明をさせていただきます。
議 長	ないようですので、議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号 1 号から番号 1 6 号の 1 6 件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。7 ページを開いてください。議案第	〔 議案第 3 号 番号 2 1 号を朗読 〕
		以上 1 件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
		議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
		1 番 番号 2 1 号について説明します。申請地は道路から一段下がった場所に位置し、立地条件がよくないことに加えて、譲渡人宅から離れているため、譲渡人は管理に苦労していました。そこで、申請地の近所で農業法

		人を営む譲受人が申請地の購入を希望したことから、今回の申請となりました。今後は譲受人の経営する法人で管理するため、問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。			
議 長		ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。	7	番	番号3号について説明します。譲渡人は現在市外在住ですが、元々は譲受人と同じ自治会でした。譲受人は長年申請地を借りており、買い取りを希望したため、今回の申請となりました。申請地はハウスブドウが植えられており、適切に管理されております。
6	番	耕作不便とのことですが、申請地では何を栽培するんですか。			番号4号について説明します。譲渡人と譲受人は元々近所に住んでいました。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、県外在住であるため譲渡先を探していたところ、譲受人と話がまとまり無償で譲渡することとなったものです。譲受人はブロッコリーや水稻を栽培しております。現地を確認したところ、元々申請地には貸借がついていたこともあり、適切に管理されております。
1	番	ネギ等を中心に葉物野菜を栽培すると聞いております。			番号5号について説明します。こちらにつきましても、譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、県外在住のため譲渡先を探していたところ、譲受人と話がまとまり有償で譲渡するものです。譲受人は番号4号の譲受人と同じ方です。申請地は番号4号の申請地に隣接しており、そちらと同様に貸借がついていたため適切に管理されております。
議 長		他にご質問等ありませんか。			以上、水利、周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
一 同		〔 なしの声あり 〕			
議 長		ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号6号をお諮りします。ご異議ございませんか。			
一 同		〔 異議なしの声あり 〕			
議 長		異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号21号の1件は、適当と認めます。ここで関係する委員の入室を許可します。	8	番	番号6号について説明します。申請地は譲受人宅の近所にあり、譲受人から譲渡人へ売買の相談をしたところ、話がまとまったものです。現地を確認したところ、草が生えておりますが耕作には問題ない農地です。譲受人は夏にも農地を購入し、シャインマスカットを栽培するため準備をしているところで、今回の申請地ではミカン、レモンを作付けする予定です。
		〔 関係委員入室 〕			番号7号について説明します。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、県外在住のため地元の親族が管理をしていました。譲受人は非農家ですが、自宅近くの農地で家庭菜園を行っております。申請地が自宅の前にあることもあり、不動産会社を通じて売買が成立しました。現地を確認しましたが、草刈り等がされすぐにも作付けできる状況です。今後はミカン栽培や家庭菜園として使用する予定です。
議 長		審議を続けます。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号20号、番号22号から番号23号について、事務局の説明を求めます。			以上、水利、周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
事 務 局		議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号20号、番号22号から番号23号について、説明をさせていただきます。			
		〔 議案第3号 番号1号から番号20号、番号22号から番号23号を朗読 〕			
		以上22件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。	11	番	番号8号について説明します。申請地は以前から譲受人が管理していましたが、譲渡人から買ってほしいと相談があり今回の申請となりました。譲受人は法人で多くの農地を耕作しており、申請地の周辺でも多くの農地を管理、運営しております。現地を確認したところ、耕運がされすぐにも作付けできる状況で、今後は野菜を栽培する予定です。水利関係や周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。
議 長		事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。			
4	番	番号1号について説明します。譲渡人は県外在住で、農地の管理は難しい状況です。また、申請地は譲渡人宅に隣接しており、双方の話し合いにより今回の申請となりました。地元水利の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。	13	番	番号9号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。申請地はミカン畑で、以前から譲受人が管理していました。譲渡人は高齢となり今後管理が難しくなったことから、今回譲受人に無償で譲り渡すこととなったものです。申請地はミカンが植えられ適切に管理されております。
5	番	番号2号について説明します。譲渡人は高齢となり、申請地の譲渡先を探していたところ、所有農地が申請地に隣接している譲受人と話がまとま			番号10号について説明します。申請地は長年譲受人が借りて作付けしてきました。譲渡人は市外在住であり、こちらで農業をする予定もないこ

		とから、譲受人に相談したところ今回の申請となりました。申請地は適切に管理されております。
		以上、周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。
14番		番号11号について説明します。譲渡人と譲受人は他人ですが、今回紹介により売買が成立したものです。譲受人は野菜等を栽培する農家です。申請地はやや荒れていますが、今後整地して自家用の果物が栽培される予定です。 番号12号について説明します。譲受人は空き家バンクを通じて譲渡人の住居を購入しましたが、譲渡人の希望により今回農地も譲り受けることになったものです。 番号13号について説明します。譲受人は法人で、以前県道の拡幅工事を行っており、その残地を今回購入するものです。申請地は適切に管理されております。 以上、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。
15番		番号14号について説明します。譲渡人は県外在住で、三豊市での農業経営は困難であるため、所有農地の処分を検討していました。譲受人は建設会社の役員で、譲渡人の元自宅を会社の事務所として購入しました。その際、譲渡人は農地の譲渡も希望しましたが、譲受人は農業経験がなかったためその件は断っていたそうです。しかし、再度譲渡人から強い要望があったため、譲受人は知り合いの指導を受けて野菜の作付けを開始し、今回の売買が成立したものです。現地を確認したところ、草刈り等の管理はできている状態で、後は野菜を作付けする予定です。 番号15号について説明します。譲渡人は専業農家で、主に水稻を作付けしています。譲受人は会社員ですが、地域の営農組合に加入し米麦を作付けしている兼業農家です。申請地は排水が悪く譲渡人は耕作に苦慮していましたが、譲受人が所有する農地に隣接し、譲受人が経営規模を拡大していることから、譲渡人から話を持ちかけ、今回の申請となりました。現地を確認したところ、水稻が作付けされた跡があり適切に管理ができており、後は米麦を作付けする予定です。 以上、周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。
16番		番号16号について説明します。申請地は譲受人宅に隣接しており、以前から譲受人が家庭菜園として利用していました。譲受人が今後も使わせてほしいと希望したことにより、今回の申請となりました。現地を確認したところ家庭菜園として適切に管理されており、周辺農地への影響もありません。水利組合の同意も得ているとのことで、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
18番		番号17号について説明します。譲渡人は県外在住で、高齢のため農地の維持管理が困難でありました。譲受人に相談したところ、申請地が譲受人宅の近所にあること、道路に面し耕作しやすいことから、今回の売買が成立しました。現地を確認したところ、草刈りや耕起が行われ適切に管理されております。譲受人は自身の所有する農地はすべて管理しており、特に問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
17番		番号18号について説明します。譲渡人は高齢で、農地の管理が困難となっておりました。譲受人は県外からの移住者で、10年ほど前からグレープフルーツなど柑橘の栽培を行っており、今回不動産会社の紹介により譲渡が成立しました。現地を確認したところ、草を刈れば作付けできる状態で、後は果樹を栽培する予定です。今回の譲渡により、将来的に荒廃してしまうおそれのある可能性が極めて高い農地が活用されることは、歓迎すべき事案と考えられます。ご審議よろしく願いいたします。
21番		番号19号について説明します。譲渡人は農業廃止を予定しており、農地の譲渡先を探していたところ、農業経営の拡大を目指す譲受人と話がまとまり、今回の申請となりました。譲受人は所有する農地をすべて耕作しており、問題ないと思われます。 番号20号、番号22号、番号23号の譲受人はすべて同じ方です。まず番号20号について説明します。申請地は耕作に不便な場所に位置しており、また譲渡人は高齢であることから、農地の譲渡先を探していたところ、農業法人を経営する譲受人との売買が成立したものです。 番号22号について説明します。申請地は元々譲受人が使用しており、譲渡人は市外在住で今後農地の管理が困難であることから、今回の申請となりました。 番号23号について説明します。申請地は管理が行き届いていない状態でしたが、木の伐採が行われ、管理方法が検討されていました。今回譲受人と話がまとまり、管理していくことになったものです。 以上、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。
議 長		ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号20号、番号22号から番号23号について、お諮りします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号20号、番号22号から番号23号の22件は、許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。 〔 議案第4号 番号1号から番号2号を朗読 〕

		なお農地区分につきましては、すべて第２種農地です。以上２件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。
6 番		番号１号について説明します。こちらにつきましては、営農型太陽光発電基礎のための一時転用の再申請です。現地を確認したところ現在は何も作付けは見えませんが、ミョウガやフキが栽培されていると聞いております。周辺農地等の影響もなく問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。
議 長		ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号２号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		異議なしと認めます。よって、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号２号の２件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。１７ページをお開きください。議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」番号１号から番号２号の２件につきまして、ご説明いたします。 〔 議案第５号 番号１号から番号２号を朗読 〕 なお農地区分につきましては、番号１号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地ですので、第１種農地に該当します。第１種農地は原則不許可ですが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置させるもの」に該当し、不許可の例外に該当します。番号２号は第２種農地です。以上２件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号２号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		異議なしと認めます。よって議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号２号の２件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。１８ページをお開きください。議案第６号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第６号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」番号１号から番号２号の２件につきまして、ご説明いたします。 〔 議案第６号 番号１号から番号２号を朗読 〕 なお農地区分につきましては、すべて第２種農地です。以上２件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第６号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号１号から番号２号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		異議なしと認めます。よって議案第６号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号１号から番号２号の２件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。１９ページをお開きください。議案第７号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第７号「非農地証明願いの件について」ご説明いたします。 〔 議案第７号 番号１号を朗読 〕 非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号１号は

		「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設(農道、水路等)の用に供する場合」に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりましたので、続けて担当委員さんから順次説明をお願いします。
2	番	番号1号について説明します。現地を確認したところ、申請地は基盤整備された農地に接しており、20数年前から進入路となっております。非農地と判断するのが妥当と思われるので、ご審議よろしく願いいたします。
議	長	ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一	同	[なしの声あり]
議	長	ないようですので、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一	同	[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号の1件については適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。20ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第8号「非農地通知の件について」を説明いたします。
		[議案第8号 番号1号から番号12号を朗読]
		よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。
4	番	番号1号について説明します。現地を確認したところ、山林化が進み農地への復旧の見込みはないと思われます。非農地通知が妥当と判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
5	番	番号2号について説明します。現地を確認したところ竹林に覆われ、農地への復旧は困難と思われます。非農地通知が妥当と判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
16	番	番号3号について説明します。現地を確認したところ、以前から竹が生い茂っている状態で、非農地通知が妥当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

8	番	番号4号について説明します。現地を確認したところ、申請地の手前から雑木や竹林が茂っており、入ることができない状況でした。 番号5号について説明します。現地を確認したところ、一部松が植えられているほかは雑木、竹林が茂っており、農地としての復旧は困難と思われます。 以上2件、周辺も同様に山林原野化しており、非農地通知が妥当と判断されます。ご審議よろしくお願いいたします。
11	番	番号6号について説明します。現地を確認しましたが、雑木及び孟宗竹に覆われて原野化しております。農地としての復旧は困難であり、非農地通知が妥当と判断されます。 番号7号について説明します。現地を確認したところ、竹や雑木に覆われ現地には近づけない状況で、原野化しているのが分かりました。農地としての復旧は困難であり、非農地通知が妥当と判断されます。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
2	番	番号8号について説明します。申請地は、10数年前まではブドウ畑でしたが、後継者がおらず放棄され木で覆われている状態です。農地としての復旧は困難と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。
15	番	番号9号について説明します。現地を確認したところ、進入路が見つからなかったため近くから申請地を見ましたが、竹と雑木が生えて原野化しております。非農地通知が妥当と判断されますので、ご審議よろしくお願いいたします。
1	番	番号10号、番号11号については申請地が近くに位置しているため、一括して説明します。申請地では昔からタケノコが生産されていましたが、以前から管理がされておらず、現在は竹が密集して入れない状況です。現況としては農地とは程遠い状態になっておりますので、非農地通知が妥当と思われます。 番号12号について説明します。申請地では、昭和40年代までミカンを植えていたそうですが、管理が行き届かずここ数年は放置されている状態でした。こちらも非農地と判断して差し支えないと思われます。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
一	同	[なしの声あり]
議	長	ないようですので、議案第8号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。
一	同	[異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号12号の12件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。26ページをお開きください。議案

第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。26ページから54ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数52件、面積13.2ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては55ページから70ページまでとなっております。農地の管理者から香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は25件であり、面積は8.8ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計77件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります、すべてにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることの、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一同

[なしの声あり]

議長

ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一同

[異議なしの声あり]

議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は77件すべて適当と認め、決定といたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について

2. その他

(1) 2月定例総会について

日時 令和7年2月20日（木）午後1時30分

場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13：30～16：00】

相談日	開催場所	相談委員	
2月7日（金）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町：丸岡 祐二	豊中町：藤川 剛
		詫間町：石原 剛	仁尾町：吉田 由紀

(3) 配布物

- ・農政情報（No.395）
- ・普及センターだより第182号

閉会 【 午後 3時25分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____